平成２７年（フ）第２２号
奈良県吉野郡大淀町大字下渕1020番地の20
債務者　貝本太津子
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２７年（フ）第１３０号
兵庫県加古川市八幡町宗佐544　播磨社会復帰促進センター内、住民票上の住所名古屋市東区泉１丁目３番43号　レジディア泉502号
債務者　堀内功太郎
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６８号
山口県周南市大字高瀬710番地
債務者　松田　一成
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第１２２２号
名古屋市中区丸の内１丁目14番32号　山一ビル501号
債務者　栗屋　祐樹
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７１号
山口市秋穂東952番地23
債務者　湯原　幸治
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第５９４号
福岡市南区長丘３丁目９番４号
破産者　株式会社ダイブ
1　決定年月日　平成27年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１６８号
山口県下関市生野町２丁目30番６号
破産者　株式会社トーヨー
1　決定年月日　平成27年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３７７号
福岡県宗像市三郎丸５丁目７番15号
破産者　株式会社メディックツルハラ
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７２４号
福岡県糟屋郡志免町東公園台２丁目７番17号
破産者　有限会社ハウスメンテナンス建将
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６６９号
名古屋市西区五才美町193番地
破産者　有限会社メイセイカンパニー
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２８７号
仙台市宮城野区扇町７丁目５番６号
破産者　有限会社レインボーステンレス
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３６７号
仙台市宮城野区小田原山本丁５－２　ライオンズマンション金剛院２号棟406
破産者　株式会社ザイオン
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１９８号
（最後の住所）茨城県水戸市見川２丁目30番地の17、申立時の住所茨城県東茨城郡城里町大字御前山628番地の１
破産者　亡廣木昇相続財産
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１２８号
茨城県那珂郡東海村村松北２丁目１番10号
破産者　株式会社エルセゾンスミヤ
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２５４号
栃木県宇都宮市東峰町3101番地92　シャンポワールＢ202
破産者　阿部多美子
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１６３号
埼玉県越谷市神明町１丁目11番地３
破産者　株式会社テクニカルＫ
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３号
千葉県館山市八幡530番地の３
破産者　宮里　　忠
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２７年（フ）第７４号
横浜市泉区上飯田町2462番地の４
破産者　有限会社渡興業
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第２３４号
長野県塩尻市上西条268－３
破産者　株式会社リベカサポート
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２３５号
長野県塩尻市大門泉町13番17号
破産者　有限会社ソウ
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１０３号
北海道亀田郡七飯町大川５丁目14番３号
破産者　有限会社フレッシュいせや
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所